

## 公民館における使用制限の一部緩和について

## 1 特定の政党の利害に関する事業について

## (1) 現状と課題

現状	政党および政治団体の会場使用は、何らかの意味で特定の政党の利害につながるものと判断し、会場の使用を許可しない。 根拠：昭和58年3月千葉市社会教育委員会議答申趣旨に即して作成した事例の見解
課題	一般的な政治的教養の向上は公民館の趣旨にかなうものであり、政治への市民参加の促進は重要な課題であるため、公民館の活用方法について、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮し、それらが両立できる形での使用のあり方について検討する必要がある。

## (2) 個別の使用方法

申請者	対象	使用方法	方針(案)	他政令市の状況 ※1		
				許可	不許可	
政党・政派・政治団体(後援会含む)	構成員	市政報告会	特定の政党等の利害につながるものと判断し、許可しない。	3	6	
		県政報告会		3	6	
		国政報告会		3	6	
		政治学習会、勉強会、時局講演会		3	6	
	不特定多数 ※広く市民一般を対象にしていること	市政報告会	地方政治は、市民に、より身近なものであるため、その報告会については、市民の知る権利に配慮し、使用制限を緩和する。	9	0	※2
		県政報告会		9	0	※2
		国政報告会	市民の知る権利に配慮する必要はあるものの、政治的中立性を損う場合があると判断し、今回の緩和は見送る。	9	0	※2
		政治学習会、勉強会、時局講演会		9	0	※2
		政党员、後援会への勧誘	特定の政党等の利害につながるものと判断し、許可しない。	3	6	
		政治資金パーティー		2	7	

政党とは：政治資金規正法第3条第2項で規定する政党。

政派とは：政党の中などにできる派閥やグループ。

政治団体とは：政治資金規正法第3条第1項で規定する政治団体。

※1 政令市のうち、千葉市以外の社会教育法上の公民館設置市11市を調査対象とした。

そのうち、回答があった9市の状況。

回答があった政令市：札幌市、仙台市、新潟市、京都市、堺市、神戸市、広島市、熊本市、福岡市

※2 新潟市は、政党と政治団体の報告会等の使用は認めているが、政派の使用は認めていない。

※2について…第1回社会教育委員会議終了後、新潟市に再度確認したところ、政派の使用を許可していることが判明したため、資料を修正します。

## 2 営利事業について

### (1) 現状

公民館が主体となる販売行為は行っておらず、利用団体の販売行為も原則許可していない。

### (2) 方針(案)

地域の特色に関連する物品の販売行為については、郷土意識や都市アイデンティティの向上、学習機会の確保につながると考えられるため、公民館主催及び共催事業において実施できるものとする。

### (3) 想定される使用方法

ア 公民館主催及び共催事業で実施される朝市や公民館文化祭で、市内産品等の販売会を行う。

- ① 野菜、果物等の農作物の販売
- ② 海苔、乾物等の海産物の販売

イ 都市アイデンティティ関連の公民館主催または共催講座を行う際、関連物品を販売する。

- ① 加曽利貝塚に関連した「かそりーぬ」グッズの販売
- ② オオガハスに関連した「ちはなちゃん」グッズの販売

## 3 所管区域について

現 状	方針(案)	他政令市の状況 ※3	
		有	無
千葉県公民館設置管理条例において、「公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならない。ただし、指定管理者が社会教育振興上必要と認めて前項の許可をした場合は、この限りでない。」と規定されている。	所管区域による使用制限を廃止することにより、より活発な公民館活動が期待されるものと考えられる。	0	11

※政令市のうち、千葉市以外の社会教育法上の公民館設置市11市の条例・規則の中で、所管区域による使用制限の有無について確認。